

感染予防対策期における対策について

令和2年5月26日
令和2年6月1日改正

○対策の考え方

緊急事態宣言が解除された後は、国の基本的対処方針（5月25日変更）に沿って、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、本県の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や催物（イベント等）の開催制限等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。

移行期間は、概ね3週間ごと（①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）として、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限等を段階的に緩和する。

なお、③の期間終了後の取扱いについては、今後検討する。

1. 県民への協力依頼等

（1）外出の自粛等

○都道府県をまたぐ不要不急の移動は、5月末までは感染拡大防止の観点から避けるよう協力依頼

○6月1日から①の期間（6月18日まで）においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（5都道府県）との間の移動は、慎重に検討するよう協力依頼

○これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止対策の徹底等により一定の安全性が確保されるまでは、感染拡大防止の観点から避けるよう協力依頼（ガイドラインの徹底等を前提として、外出の自粛要請等の緩和を今後検討）

（2）新しい生活様式の徹底

○「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続を働きかけ

別添1：「人の接触を8割減らす10のポイント」

（令和2年4月22日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

別添2：「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」

（令和2年5月4日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

2. 事業者への協力依頼等

○業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや県が策定した適切な感染防止対策に基づき、感染防止対策の徹底を図ることを協力依頼

別添3：業種別ガイドライン

別添4：今後における適切な感染防止対策

※県外客の利用自粛を促す対策、特売・ポイントセール等の自粛は協力依頼しない

○引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを推進することを協力依頼

○事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力することを依頼

3. 催物（イベント等）の開催

○5月末までは、一定人数以下※のイベント等を開催する場合は、県外からの参加者を極力減らし、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じることを協力依頼

※屋内では100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること

屋外では200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安

○6月1日以後の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提にして、国の基本的対処方針等を踏まえ、①～③の期間ごとに、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

別添5：催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について

4. 県有施設等における対応

○栗林公園、県民ホール（大・小ホール）、サンメッセ香川（大・小展示場）等、これまで原則休館としていた県有施設等については、適切な感染防止対策を講じた上で、準備が整い次第、開館

5. 観光振興

○観光振興の観点からの人の移動については、まずは、県内観光の振興から取り組むこととし（①の期間からを想定）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する（②の期間からを想定）。